

令和7年第1回

中札内村議会臨時会会議録

令和7年2月19日（水曜日）

◎出席議員（8名）

1番	船田幸一君	2番	北嶋信昭君
3番	大和田彰子君	4番	木村優子君
5番	福原一斉君	6番	戸水隆君
7番	宮部修一君	8番	中井康雄君

◎欠席議員（0名）

◎地方自治法第121条の規定による説明のための出席者

中札内村長 森田匡彦君 教育長 上田禎子君

◎中札内村長の委任を受けて出席した者

副村長	山崎恵司君	総務課長	中道真也君
福祉課長	高桑佐登美君	産業課長	尾野悟里君
総務課長補佐	下浦強君	総務課長補佐	永井亮平君

◎教育長の委任を受けて出席した者

教育次長 渡辺大輔君

◎職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長 平澤悟君 書記 植松菜々美君

◎議事日程

日 程 第	1		会議録署名議員の指名
日 程 第	2		会期の決定
日 程 第	3		村政執行状況報告
日 程 第	4	報告第 1 号	損害賠償額の決定についての専決処分の報告について
日 程 第	5	議案第 1 号	令和6年度中札内村一般会計補正予算について

◎開会宣告

- 議長（中井康雄君） ただいまの出席議員数は8人です。
定足数に達しておりますので、ただいまから令和7年第1回中札内村議会臨時会を開会いたします。
ただちに、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手もとに配布したとおりです。

◎ 日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（中井康雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、6番戸水議員と7番宮部議員を指名いたします。

◎ 日程第2 会期の決定

- 議長（中井康雄君） 日程第2、会期の決定を議題にいたします。
お諮りします。
この臨時会の会期は、本日1日にしたいと思います。
このことに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。
したがって、会期は本日1日に決定いたしました。

◎日程第3 村政執行状況報告

- 議長（中井康雄君） 日程第3、村政執行状況報告について、村長から申し出がありますので、これを許します。
森田村長、登壇願います。

（森田匡彦村長登壇）

- 村長（森田匡彦君） 臨時会の開会に当たり、議長よりお許しをいただきましたので、職員の懲戒処分につきまして、ご報告申し上げます。

本村職員による担当する団体の不適正な事務処理及び金銭管理が公務員倫理や服務規律に反し、村民の信頼と付託を損ねる重大な信用失墜行為であるとして、この職員1名に対し、減給3ヶ月、月額給与10分の1の処分を行っております。

また、保険料の納付書送付を怠る不適正な事務処理により住民の信頼を損ね、重大な信用失墜行為を行った職員1名に対しても、減給1ヶ月、月額給与10分の1の処分を行っております。

このような不祥事件が発生したことについて深くお詫び申し上げます。今後は、再発防止に向けた対策強化と綱紀粛正、服務規律の遵守徹底を図り、村民の皆様の信頼回復に努めて

まいります。

以上、報告とさせていただきます。

○議長（中井康雄君） これで、執行状況の報告は終わりました。

◎日程第4 報告第1号 損害賠償額の決定についての専決処分の報告について

○議長（中井康雄君） 日程第4、報告第1号、損害賠償額の決定についての専決処分の報告についてを議題にいたします。

地方自治法第180条第2項の規定に基づき報告を求めます。

提出者から提案理由の説明を求めます。

森田村長、登壇願います。

（森田匡彦村長登壇）

○村長（森田匡彦君） 損害賠償額の決定についての専決処分の報告について、ご説明申し上げます。

令和6年10月9日、本村の学校公務補が資源ごみ搬出のために村公用車で移動中、村内西1条南3丁目交差点において、一時停止標識側から出てきた相手方車両と出会い頭に衝突したもので、事故の責任割合を相手方9割、村1割で示談し相手方損害を賠償するものです。

修理を終え費用が確定したことから、地方自治法第180条第1項の規定による議会の委任による専決処分事項の指定、本則第2項の規定に基づき損害賠償額を決定したものであります。

議会の委任による専決処分事項の指定に基づく専決処分であることから、内容をご理解くださいますようお願い申し上げます、報告といたします。

○議長（中井康雄君） 説明が終わりました。

報告第1号、損害賠償額の決定についての専決処分の報告については、報告済といたします。

◎日程第5 議案第1号 令和6年度中札内村一般会計補正予算について

○議長（中井康雄君） 日程第5、議案第1号、令和6年度中札内村一般会計補正予算についてを議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

森田村長、登壇願います。

（森田匡彦村長登壇）

○村長（森田匡彦君） 提案の趣旨についてご説明申し上げます。

既定の歳入、歳出予算の総額に、それぞれ5,513万6,000円を追加し、総額を58億7,346万1,000円に調整したものであります。

詳細につきましては、担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（中井康雄君） 補足説明、中道総務課長。

○総務課長（中道真也君） それでは、一般会計補正予算の補足説明を申し上げます。

黒ナンバー3番をご用意ください。

歳出の主なものから説明させていただきますが、歳出に関係のある特定財源についても、合わせて説明いたしますので、歳入では、同様の説明を省略させていただきます。

はじめに、今回の補正予算の主な内容ですが、エネルギー、食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、地方公共団体が地域の実情に応じて、きめ細かに効果的、効率的に必要な事業を実施できるよう、国が交付する物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した事業について追加補正するものです。

また、交付金事業以外では、堆肥化处理施設におけるホイールローダー故障に伴う修繕費を追加するものです。

次に、事業別に歳出予算の説明をいたします。

7ページをお開きください。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、説明欄上段、18節負担金補助及び交付金、中札内村商工共通商品券臨時支給事業1、800万円の追加は、物価高騰支援のため村に居住している全世帯について、住民税非課税世帯を除き、1世帯当たり1万円の村商工会商品券を交付するものです。

また、このうち、18歳以下の子供がある世帯には、1世帯当たり1万円を加算し、配布するものです。

その他、関連予算分として上段の役務費として郵便料で、ゆうパックの送料、商品券返品のための手数料をあわせて追加しております。

なお、特定財源として、商品券返品手数料分を除き、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を全額充当するものです。

次に、その下段、3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉費、説明欄最下段、扶助費1、780万円の追加は、エネルギー、食料品価格等の物価高騰の影響を受けた低所得世帯に対して現金を給付するものです。

支給額は、1世帯当たり3万円の給付及び住民税非課税世帯のうち18歳以下の子供がいる世帯は、1人当たり2万円を加算し、給付するものです。

その他、上段の職員手当から手数料までは、必要な事務経費をそれぞれ計上しております。

なお、特定財源として、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を全額充当するものです。

次に、8ページをお開き下さい。

上段、6款農林業費、2項農業費、1目農業振興推進費、説明欄上段、修繕料924万円の追加は、堆肥化处理施設内、ホイールローダーの経年劣化によるエンジン故障により、早急な修繕が必要なことから追加するものです。

なお、特定財源として、食と農業農村振興基金繰入金を全額充当するものです。

次に、その下段、18節負担金補助及び交付金、堆肥化处理施設製造堆肥臨時助成金は、堆肥化处理施設で製造された堆肥購入に対し、村内で農業を営む個人、法人の負担軽減をするため、費用の一部を助成するものです。助成方法は、助成金額を差し引いた金額で販売を実施し、対象期間終了後、指定管理者へ村が一括して助成金を交付するものです。

なお、特定財源として、物価高騰対応重点支援地方創生交付金として、その他事業に充てた交付金事業への充当残分について、本事業において調整をし、事業費の一部となる188万2,000円を充当するものです。

次に、その下段、7款商工観光費、1項商工観光費、2目商工振興費、説明欄最下段、運送事業者臨時支援金314万8,000円の追加は、燃料価格高騰等の影響を受けている村

内運送事業者に対して、安定的な物流の維持、確保を図るため、北海道が実施する補助単価の2倍を基準額として上乗せ支給するものです。交付金額は、事業者用自動車1台当たり1万4,000円、被けん引車1台当たり1万2,000円を交付するものです。

なお、今回追加計上いたしました物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金に係る事業の詳細につきましては、黒ナンバー4番、議案関係資料の1ページから4ページに記載をしておりますので、ご参照ください。

次に、歳入の説明をさせていただきます。

戻っていただきまして、6ページをお開き下さい。

最上段、10款、1項、1目地方交付税、説明欄上段、普通交付税398万1,000円の追加は、歳入歳出の財源調整を行うものであります。

以上で、一般会計補正予算の補足説明を終わります。

○議長（中井康雄君） これで提案理由の説明を終わります。

議案第1号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

3番大和田議員。

○3番（大和田彰子君） それでは質問させていただきます。

物価高騰に対しての「くらし応援商品券事業」についてお聞きいたします。

この事業は、物価高騰支援ということで、とても村民にとってはありがたい事業だと思っております。全家庭、全世帯当たり1万円ということで配布される事業ですが、郵送という形に今回なったということで、今まで商工会でそういった商品券に関しては引き渡し、ハガキと交換とか、そういうふうになっておりましたけれども、今回は郵送という形になった経緯というか、様々な理由があると思いますので、そこを少しお聞かせください。

○議長（中井康雄君） 中道総務課長。

○総務課長（中道真也君） 今回、物価高騰対策ということで、出来るだけ可及的速やかに住民の皆さんに利益が生じるように、出来るだけ速やかにやりたいということと、あと、事務処理上も窓口を設けたりだとか、なかなか手元に届かないという、取りに行けないとか、そういった状況を防ぐ意味合いも含めまして、全戸にゆうパックを使って、郵送するということで考えました。

簡易書留よりも、ゆうパックだと3回まで配送していただけるというメリットもありましたので、そういったことも含めまして、検討した結果が今回このような形を取らせていただきました。

○議長（中井康雄君） 3番大和田議員。

○3番（大和田彰子君） 事業費として郵送代が71万8,000円と、結構な高額ですね。

1世帯、ゆうパックですと495円と書いてありますけれども、こういう事業としては今言ったように全世帯に確実に商品券が届くようにということで、こういうような形になったのでしょうかと思いました。

ゆうパックのほかに、簡易書留と先ほど言うておりましたけれども、ちょっと調べますと、簡易書留の方が料金的には安いということですが、さっき言ったように、いない場合は3回届けられる。無料で。そこらへんが確認したかったのですね。

きっと、ずいぶん考えられて、簡易書留か、ゆうパックか、考えられたのかなと思いますけど、そのへんをもう少し説明していただけたらと思います。

○議長（中井康雄君） 永井総務課課長補佐。

○総務課課長補佐（永井亮平君） 簡易書留とゆうパックの違いについて、詳細をご説明させてもらいたいと思います。

簡易書留の場合は差し出してから保管期間が1週間というところで、配送は1回、最初の1回だけで不在の場合は不在票が入りまして、1週間以内に問い合わせがあれば再配達はするというような形になります。

一方、ゆうパックにつきましては、初回に配達にお伺いする時にいけば、そのまま渡しますけれども、いなければ一度持ち帰りまして、地区の1周が終わりましたら、もう1回ご自宅にお伺いするという形で、その時にまた不在であれば、不在者票を投函する形で、保管期間が3週間という形で、調整してくれております。

なので、その期間、3週間の期間で連絡があれば、再度配達するというような形と、最後、その期間も近くなってきましたら、再度郵便局の方で再配達。時期は郵便局にお任せするのですけれども、それで計3回、不在の場合は配達してくれるというメリットがありましたので、ゆうパックを選択しました。

簡易書留は1通当たり400円をちょっと超えるぐらいの金額なので、1世帯当たり1000円ぐらいの増ということなので、金額的にも、そのメリットの方が高いかなというふうに判断した次第でございます。

○議長（中井康雄君） よろしいですか。

中道総務課長。

○総務課長（中道真也君） 大変申し訳ございません。

先ほど、補足説明の説明の中で、運送事業者臨時支援金の金額について、一部訂正がございましたので、訂正し、お詫びを申し上げたいと思うのですけれども、事業者用自動車1台当たり、先ほど1万4,000円と申しあげましたけど、正しくは1台2万8,000円の誤りでしたので、訂正し、お詫び申し上げます。

○議長（中井康雄君） 3番大和田議員。

○3番（大和田彰子君） 確実に自宅に手渡しで届くということが分かりました。

○議長（中井康雄君） ほかに質疑はございますか。

7番宮部議員。

○7番（宮部修一君） 2点、お伺いいたします。

まず、最初はただいま質問ありました商品券についてお伺いをいたします。

今まで村の方では物価高騰やら、商工業の振興ということで、プレミアム商品券を今までは発行されてきていたと思います。その中で、今回は全世帯に商品券を交付という形に変えたのですけれども、そのへん、なぜ今回はこの商品券に、プレミアムから商品券に交換されたのかということをお聞きしたいと思います。

あと、商品券につきまして、村の商工会の商品券でございますので、該当にならない店舗もあるかと思っておりますけれども、そのへん、該当にならない店舗の方が少ないと思っておりますので、そのへんの説明をいただきたいと思っております。

あと、村内に今、外国人の方々も80人ぐらいいるのでしょうかね。住まわれていると思っておりますけれども、そういった方におきまして、この商品券が該当になると思うのですけれども、そういった外国人の方がその商品券などを受け取った時に、日本語がすべての方が理解できる人なのかどうか分かりませんが、そういった外国人の方への対応といたしまして、そのへんをどのように考えておられるのかということをお聞きいたします。

もう1点は、堆肥の助成の方でお伺いいたします。

たぶん、昨年、令和6年度については、この堆肥の助成はなかったわけですし、たぶん、農業者の方々から、今の価格では高いということで、クレームもあったのじゃないかなというふうに思いますけれども、今回は国の臨時交付金も活用して、農家ではなくて、販売者側の方ですか、そちらの方に助成するというので、令和7年度に使う分に対してだと思えますけれども、そこで、令和6年度の堆肥の販売量といたしましょうか、その数字が令和5年と比較して、たぶん若干減少しているのじゃないかなというふうに思いますけれども、その数字がどうなっているのかということをもまず1点お聞きしたいと思います。

まず、その2点をお伺いいたします。

○議長（中井康雄君） 山崎副村長。

○副村長（山崎恵司君） 今回の対策、これまで過去何回もやってきた時にはプレミアム商品券ということで、村の方が負担するのはそのプレミアム率分だったのですよね。

当時から、それが悪かったという意味ではないのですけれど、ただ、当然、商品券を購入する現金は必要になると。その当時からあったのは、低所得世帯に対しては、今回もそうですけれど、現金の給付とかされていて、そこから外れた方は基本的にそれを購入していただいて、そのプレミアム率分を得るみたいな形をとっていました。

そのことによって、国が現金を給付する方は、あとから均等割分、税の均等割だけ課税されている方も、途中から入れたりだとか、そういう動きが目一杯あったもので、ただ、今回のケース、出来るだけ早期に、国が進める世帯当たり3万円と、子供1人当たり2万円の加算、これと同じタイミングで商品券の発送も、使ってもらいたいというところもありましたので。

一番良いのは郵送が出来て、ずっと取りに来られる、買いに来られるのを待っている状態を作らないで、出来るだけ早く本人に手渡すと、ご本人に手渡すと、これが一番良いのがやはり商工会の商品券を郵送する、ゆうパックですけど。その方法が一番良いだろうということで、プレミアムではなく、商品券の発送という形で、商品券事業の方に今回は転換しているということでございます。

○議長（中井康雄君） 中道総務課長。

○総務課長（中道真也君） 私の方からは、商品券を使用する際に使用できない店舗等があるということで、住民の皆さんには出来るだけ分かりやすいように商品券と一緒に使用できる店舗の一覧も同封を予定しておりますので、そちらを見ていただいて使用いただく形を取りたいと考えております。

それから、もう1点、外国人の該当する方への対応につきましては、各種窓口手続き同様ですね、雇用されている事業所の方に連絡をさせていただいて、働いている皆さんに中身を理解していただけるように周知を図っていきたいと考えております。

○議長（中井康雄君） 尾野産業課長。

○産業課長（尾野悟里君） それでは、私の方から、堆肥処理の製造堆肥の臨時助成金の関係でのご質問にお答えしたいというふうに思います。

堆肥の販売量につきましては、宮部議員がおっしゃるとおり、令和5年度につきましては村の方で助成制度を設けていたところですが、今年度、助成制度がなかったということもございまして、販売量につきましては減少しております。

例えば、ポロシリ元気堆肥1、一般的にはふるいのない方を利用される農家が多いかと思うのですが、令和5年度については9,313立米だったものが、令和6年度の販売は9,065立米に減少しています。

また、ポロシリ元気肥料の方も、令和5年度4,777立米だったものが、4,250立米に減少するなど、今年度におきましては販売数が減少して、在庫を抱えているという状況でございます。

○議長（中井康雄君） よろしいですか。

7番宮部議員。

○7番（宮部修一君） プレミアムから商品券に変えたということで、私自身は全世帯に交付ということで良かったなというふうに思っています。

今までもプレミアム商品券発行しても、意外と利用する人は利用するし、利用しない人は利用しないということで、世帯数の利用率でいくと50%ちょっとぐらいいを超えた世帯数の方しか利用されていなかったこともあったと思いますので、今回この全世帯向けの商品券ということで、私としては良い方法ではないかというふうに思います。

あと、外国人の方に対しても事業所に対して連絡をして、周知をしていただくということで、外国人の方々も利用できるのではないかというふうに思いますので、そのへん、よろしくお願いをいたします。

堆肥の方ですけれども、やっぱり令和5年から見ると令和6年度の販売量は減っているということで理解をいたしました。

この点について、以前から言っていましたように、やはり今、肥料の高騰などもあって、なかなかこの堆肥の使用量も減らされている方もいるかと思っておりますけれども、令和7年についてはこういった助成があるので、また再度使用していただく方が増えてくれれば良いなというふうに思うのですけれども、その後ですよ。

これについては令和8年度に入っていくてしまいますので、まだ先の話なのですけれども、以前、この堆肥化センターの指定管理者が収支上かなり厳しいという話があったと思っておりますけれども、そこで、関係する団体等で協議をされて、今後の対応を練っていくという話もされていたと思っておりますけれども。

この点については、今回補正なので、ここで聞くのはまずいかなと思っておりますので、3月の予算審査の中でまた再度聞きたいと思っておりますので、そのへんについて、また答弁をいただきたいと思っております。本日はお聞きいたしません。

○議長（中井康雄君） ほかに質疑はございますか。

2番北嶋議員。

○2番（北嶋信昭君） それでは、堆肥の話なのですけれども。

今、前年より減っているということなのですけれども、これはどうなのですかね。

作った分が全量売れているのだらうと思うのですけれども、もっともっと希望がある人がたくさんいると思うのですよ。

それが万度に渡されているのか、渡されていないか、ちょっと聞きたいと思っておりますけれども。

○議長（中井康雄君） 尾野産業課長。

○産業課長（尾野悟里君） 堆肥の生産状況と販売状況の関係ですけれども、過去においてはやはり利用したいという方が多くて、万度に手に入らないという話もございましたけれども、今回堆肥の販売については令和5年度に村の方で副資材等の価格高騰もあって大幅に単価のアップをさせていただいたのですが、それ以降につきましてはどちらかという買い控えている方ですとか、あるいは他に安い物を購入される農家さんというのも見受けられるということで、実際は今、在庫を抱えている状況です。

在庫については、副資材等が高騰しているということもございまして、今、水分調整剤で一部利用しているですとか、そういったところに対応している状況ですので、現段階ではある程度、希望される数量については各農家の方に渡っているというふうに認識しております。

○議長（中井康雄君） 2番北嶋議員。

○2番（北嶋信昭君） 在庫を抱えているということですけど、過去には足りない、足りないということでもかなり欲しい物ももらえないと。

村外から牛糞を買ってきたり、豚糞を買ってきたりという話が結構聞こえたのですけれども、どっちが良いのか分からないですけど、自分の経験の中ではやはり今の堆肥というのは素晴らしい物だと、そういうふうに思っているのですけれども。

あとは単価の問題の中で、今年こういう助成をしてもらっても、来年はどうなるのかということでは、また同じ傾向に戻っていくような気がするのですよ。

なんとか、このセンターの中で堆肥の増量をもうちょっと、もっと作れることを考えていかないと、経費ばかり掛かって、高い堆肥がどんどん出来てくると。そういう形になると思うのですよ。

もうそろそろ、あそこの堆肥場もなんか考えていかない時期ではないかと思うのですけれども、それにはやっぱり安く、増量しながら、村民の希望する良い堆肥をなんとか配れるような姿勢の中で、前向きで考えていっていただきたいということを本当にお願ひしたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（中井康雄君） ご意見としてお伺ひしたいと思ひます。

ほかに質疑はございますか。

6番戸水議員。

○6番（戸水隆君） それでは、私の方から、また立て続けで堆肥のことで質問したいと思います。

ショベルローダーの修繕費に900万円ほどということで、村の貯金の方から使うということなのですが、確か堆肥化センターの方で今後の修繕費のためにということで、毎年積み立てている施設維持負担金というものがありますけれども、それを使わないで、村の貯金を使うといった理由を1つ聞きたいのと、もう1つは今回、宮部議員の質問と重複するのですが、今回の助成に関しては大変ありがたいですし、やはり同じように皆さん、口を揃えて言うのが、「物は良いのだけでも高く使えない」ということなのです。

今回のこういうことはありがたいのですが、私の昨年的一般質問においてですね、1年後ですか、指定管理者との契約が切れるのは、それまでに運営の方法について検討し直すということで、リサイクル協議会の中で専門部会を設けて、検討していきますというお話がありましたけれども、実際1年経って、どこらへんまでお話が進んでいるのか。

もう残り1年ですから、おそらくだいたい青図というのですか、方向性は出ていると思うのですが、そうでなしに、まだ難航しているのだということも、もしかしたら考えられるのかなと思いますけれど、そこらへんもし言える立場であれば、教えていただけるならお願ひしたいと思ひます。

○議長（中井康雄君） 補正予算の質問ですので、そこらへんは新年度予算の時にまたやっただけければ良いのかなというふうに思ひます。

前半の部分について。

尾野産業課長。

○産業課長（尾野悟里君） それでは、私の方から今回のホイールローダーの修繕に係る財源の関係を説明させていただければというふうに思っております。

堆肥化处理センターの方の指定管理者からは、宮部議員おっしゃるとおり、後年度の車両の更新、あるいは。

ごめんなさい、戸水議員です。失礼しました。

戸水議員のご質問のあったとおり、堆肥化センターの指定管理者の方から、一定の額を、積み立てを、積立金を一回、村に負担していただいています、その積立金を村の食と農業農村振興基金に合わせて積んで、この間、車両更新等に備えてきたところです。

現在、その積立金が約1,630万円ほどあります。今回の修繕につきましては、その積立金を財源として、924万円の方を取り崩しまして、財源に充てるという考えでございます。

○議長（中井康雄君） 6番戸水議員。

○6番（戸水隆君） そういうことですね。分かりました。

2つ目の質問に関しては、この次じっくりお話を聞きたいと思えますし、先日の当業とのお話、要望ですね。そういったものもありましたので、この次お話をさせていただきます。

○議長（中井康雄君） ほかに質疑はございますか。

よろしいでしょうか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（中井康雄君） それでは、これで質疑を終わります。

議案第1号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第1号、令和6年度中札内村一般会計補正予算についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

これで本日の日程はすべて終了いたしました。

会議を閉じます。

令和7年第1回中札内村議会臨時会を閉会いたします。

閉会 午前10時37分